

マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針及びマンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部を改正する告示案について

1. 背景

本告示案は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和 3 年国土交通省告示第 1286 号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針（平成 26 年国土交通省告示第 1037 号）において必要となる改正事項を措置するものである。

2. 概要

①本則第 1 条及び第 3 条関係

以下の改正事項の施行（令和 7 年 11 月 28 日施行）に当たって必要となる事項を措置する。

<マンション管理適正化法関係>

- ・ 都道府県知事等のマンションの管理に係る助言、指導等の権限の強化
- ・ マンション管理適正化支援法人の登録制度の創設

<マンション建替え円滑化法関係>

- ・ 都道府県知事等の建替え等に係る助言、指導等の権限の創設

②本則第 2 条及び第 4 条関係

以下の改正事項の施行（令和 8 年 4 月 1 日施行）に当たって必要となる事項を措置する。

<マンション管理適正化法関係>

- ・ マンション等に特化した財産管理制度の創設

<区分所有法関係>

- ・ 建物更新決議等の新たな多数決による決議の創設

<マンション建替え円滑化法関係>

- ・ 題名の「マンションの再生等の円滑化に関する法律」への変更
- ・ 改正区分所有法で創設される新たな決議に対応した新たな事業手続の整備
- ・ 要除却認定制度の見直し

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 7 年 11 月

施行：①令和 7 年 11 月 28 日（金）

②令和 8 年 4 月 1 日（水）